



No.1046 2007-03-18

日本共産党 須佐支部
電話 2016 fax 2223
kinn2@haginet.ne.jp

無料法律相談

3月 23日(金)
午後10時30分~12時
サンライフ萩
弁護士が相談を受けます

産廃物処分場建設にどう対応する

宮内議員が一般質問

宮内議員はこの議会の一般質問で4点取り上げました。産廃物処分場建設と一般廃棄物の問題、弥富診療所の入院再開のこと、交通手段確保のこと、図書館と児童館建設のことについてです。主な内容を順次お伝えします。

総決起集会の盛り上がりを受けて質問

産業廃棄物処分場建設を一般質問で取り上げたのは、この議会では宮内議員だけでした。2月24日に秋福栄水と命を守る会が開催した、市民総決起集会には1100人が集まり阻止しようという市民の意義込みが盛り上がりました。この決起集会を受けて、これからの行政の取り組みについて質問しました。

阿武火山群は透水性が高く地下水汚染の危険が、この議会では、阿武火山郡を知っていますか」と市長に問いかけ、30万年前から8800年前に噴火し、1万年ごとに噴火する活火山と説明しました。羽賀台はこの阿武火山群にあり、安山岩溶岩の台地です。この地質の特徴は、透水性が高く地下水浸透が激しいということを指摘。



そして、「その上に何が入っているかわからない産業廃棄物を埋め立てること、がどんなに危険なことか。飲料水源や農業用水、その水が流れこむ海を利用している人たちの命や健康にたいする不安はとても大きい」と述べました。

例外なき欠陥物の遮水シート
総決起集会のときに講演した、ゴミ弁連の坂本弁護士

士の指摘した「処分場の遮水シートは例外なき欠陥物」「メーカーは耐久性は10年という」ことは衝撃だったと述べ、日本遮水工協会のHPでも耐久性の保証は10年としていると明らかにしました。

遮水シートは破れるということを示しています。
「地下水浸透の激しい溶岩台

水源保護条例を作る考えは無いか

宮内議員は、坂本弁護士が水源保護条例を作って作らせないことも一つの方法と紹介したことを受け、市長に水源保護条例を作る考えは無いかと質問しました。



もっとも強力な市

宮内議員は、「もっとも強力な市民的反撃は、ゴミを出さない、燃やさない、埋め立てないというゼロ・ウェイスト、ゴミゼロの取り組みを進めることです」とのべ、「一般廃棄物処理基本計画は、このゼロ・ウェイストの考えを基本にすべきではないか、リサイクル率24%だとか28%ではない、100%を目指すことではないか」と質問しました。

地に、何が入っているかわからない産業廃棄物の埋め立てをする有害物質が地下水に染み出してくる危険が非常に高い。絶対に作ら

野村市長は、「福栄村がゴルフ場を開発するときの協定が新市に承継されており、目的外使用や権利譲渡を禁

協定違反で法的措置も考える

野村市長は、「違法とまでは言わないが、その必要性は無い」ということだ。しかし私はこの考えには疑問を持っている。条例と法



野村市長は、「地下水については97年の法改正により措置されることになったので、条例で定めることがどうなのか。97年以降の国会答弁は

た。カナダのノバスコシア州では、5年間でその体制を作り上げたことを紹介し、「総決起集会に参加された1100人の人が立ち上げれば、必ず出来ます。日本一ゴミを出さないまち 宣言をするときだと思えます」と市長に迫りました。



現実的な日々の対応を考えると、野村市長は「ゼロ・ウェイストは理想的な姿だと思つて、徳島の上勝町が宣言しているが、自治体の首長としては現実的な日々の対応を考えなければならぬ。50年先というのであればよいが、5年先というの躊躇する」と答えました。





カエコの独り言

92 春よ来い

川岸に置いてけぼりの、年老いたキャピラの足元に菜の花。遙かな山はほのかに薄く赤みを帯びているので、きっと春が芽吹いているんだろうけど、野焼きをした後の黒い畦にチラチラ雪さえ舞っていて、この寒の戻りに土筆もちじこまる。

こんなに寒くちゃ散歩も億劫。というわけで、蕎麦を打つ休日とする。弥富の蕎麦打ち名人のように上手くないが、麵棒で伸ばしても歪な平行四辺形になって几帳面な形には程遠い。でも美味しい蕎麦を自分で打って食すことはほんの小さな贅沢。今日のトッピングはオクラと山芋に決めた。刻み海苔も忘れずに・・・

そんなふう気ままな休日を過ごすわけだけれども、先日、あるサークルに顔を出したら、その日はたまたま勉強会で、講師も会員のみみんな熱心だった。

内容は、「障害者の歴史と教育」「障害者とのコミュニケーション」「サークル活動と地域活動」「社会保障と福

祉制度の変遷」など。文字にしてみるとなんだか難しそうな内容だけど、自分たちの周りには障害者の方はたくさんいる。健全者にはとてもわかりっこない苦しみとかはあるだろうけど、そんな彼らのことを少しでも理解することは当たり前のことだ。

講義の中でも「障害者自立支援法」のことが上がる。

障害者にとってこれほど苦しい支援法はないよね。いったいどこが「支援」で、いったいどういうつもりで決めたんだろうね。

頭デッカチのお役人たちは、机上のキーボードを叩いてプランを描いただけでずっと満ち足りた気分でのだろう。それじゃあ米を作ったことのない百姓と同じじゃないか。いつだったかこんなセリフの映画もあったよね。



「事件は会議室で起きてるんじゃない！現場で起きてるんだ！！」ってね。

何にせよ現場で現場の感覚を磨かないと、頭ばかりがデッカクになって身体で支えきれなくなっちゃうんだよ。

そうそう、「赤旗日曜版」(3月11日)に載っていた「独自支援策をおこなっている自治体」(19ページ)のところをよく見ると、山口県はページ色で数字は0じゃないか・・・。これにはガックリだね。

隣の島根県は空色で数字も14だよ。この違いは何？かな。

それと、「特別支援教育」という制度も始まる。あーとうとう学校にまで・・・と少し悲しくなる。「障害児」といっても人それぞれ色々なのに、一纏めにしていけないかなあ。

障害児の教育は頭で考えているだけとは違ってとてもナイーブな問題もあるし、それこそ「感覚」がすごく大事だと思うし、すべてがきちんと整った上での始まりじゃなかったら、現場はきっと大変だよな。

それと、「障害者の職場を広げよ

う」みたいな動きもあって、「障害者を雇用した企業には助成金を出しますよ」みたいな制度もある。

だったらさ、たとえば障害者を雇用したとする。さあ助成金は貰えた。でも、はたしてその助成金がそこで働く就労者のために有効に使われているだろうか。雇用者がどれだけ障害者のことを理解できているだろうか。障害者に関わる健全の就労者に、障害に対する理解がどれだけあるだろうか。

現場でのコミュニケーションが上手いかないことのほうが多々なのだ。障害者や障害児のこと、もっと理解してよ！！と思う。

そんなことを思うカエコにだって、過日、障害者とのコミュニケーションの難しさを痛感したばかりだ。心が通じないことのもどかしさは健全者同士よりもうんと難しい。

だけれどね、諦めずに「ともに寄り添って歩く」ことを心がけようと思うのさ。それを手で表現すると、ある言葉になる。手話をご存知の方なら知ってるよね。

なにこれ 阿武町からとる「教育費負担金」

一般会計当初予算の詳しい内容は、後日お知らせします。今回は一つの問題だけにしぼって、考えて見ます。

図書館を阿武町民が利用するからと

今年から教育費負担金なるものを取り出すことが示されています。何かと説明を聞いていると、阿武町から秋市立図書館の利用率に応じて、負担金を取るというものでした。

秋市には、萩、須佐、明木の3図書館があります。阿武町には図書館はありません。そのため、町民は秋市の3つの図書館、おもに隣にある萩と須佐の図書館を利用して

います。貸出し数に応じて計算

今回そこに目をつけて、秋市が運営している図書館の資料を無料で阿武町民に貸し出しているのだから、負担金をとるといふことです。財政課によると、今回は貸出しだけに着目して、その比率で負担金を請求したといっています。

年165万円

年間165万3千円です。秋市の財政規模は300億円、阿武町は30億円。

どこも財政は火の車

地方交付税の削減でどこも財政は火の車です。ちょうど図書館建設が課題になっている秋市では、なおさらです。そのため図書館を持たない阿武町に負担を求めたのかもかもしれません。無料で秋市民と同じサービスを受けているといわれれば、阿武町も拒否することはできなかったのでしょうか。

良好な近隣関係か

しかし、これまでは同じ阿武郡・秋市の広域圏の中で、持ちつ持たれつで協力し合ってきました。阿武町の町民が秋市の施設を利用したからといって、いちいち負担金を取るということはありませんでした。今になって、財政が厳しいから負担を取るといふのが、はたして良好な近隣関係といえるのでしょうか。

感情的な問題居残る

阿武町が認めたとしても、将来にわたって、たぶん大きな感情的な問題を残してしまうのは確実です。

図書館というのは、何人も利用できるというのが法の趣旨です。住民だけを対象にしていません。

公立図書館はいかなる「対価」も徴収してはならない

そして、図書館法第十七条には「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に對するいかなる対価をも徴収してはならない」とあります。

今回は「利用は無料で結構。貸し出しだけに注目した」といっています。資料の貸出しであるうと、閲覧だろうと図書館利用に変わりありません。図書館法に違反している可能性もあります。住民監査請求や訴訟も起こりかねません。

違法かどうかは別にしても、財政が厳しいからといって、運命共同体の隣の小さい自治体から、法律すれすれで金を巻き上げるようなことが、果たして「維新の伝統」ある気高き秋市のすることでしょうか。市民のみならず、どう感じますか。

